

(福岡県内向け) 令和3年度 福岡県修学旅行支援事業 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)が実施する、福岡県内を周遊する修学旅行を取扱う補助対象事業者に対し、予算の範囲内において、修学旅行支援事業支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、県内での積極的な修学旅行の実施を支援し、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(事務取扱者)

第2条 福岡県から運営業務を委託された「修学旅行支援事業事務局」(以下、「事務局」という。)が事務の取扱いを行う。

(補助対象事業者)

第3条 本事業の支援対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行者のうち、福岡県から本事業参画事業者として指定を受けた者とする。
なお、指定にあたっては、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内旅行の手引き」(一般社団法人日本旅行業協会)及び旅行業、貸切バス、宿泊施設における各ガイドラインを遵守した修学旅行となることを必須条件とする。

(補助対象期間)

第4条 下記の期間における旅行商品とします。
令和3年4月1日(木) 出発から令和4年2月28日(月) 帰着まで

(支援対象旅行商品)

第5条 支援対象旅行商品は、以下を全て満たすものとする。
(1) コロナの影響により県内で実施することとした、学校行事として行われる修学旅行であること
(2) 別紙「県内修学旅行観光素材リスト」に記載のある訪問地を2箇所以上周遊していること※1
(3) 期限内に必要な申請書類を提出できること
県から支援金を受けていることを学校側に伝えている書類含む(バス代明細書(様式5-2)で可)
※1(2)に記載のない訪問地について、事前に事務局へ問い合わせいただき、県が認めた場合は対象とします。

(支援額)

第6条 第5条を満たす支援対象旅行商品の支援額は、以下のとおりとする。
① 福岡県内宿泊施設(福岡市及び北九州を除く)に宿泊する修学旅行・・・バス1台1日当たり5万円
② 上記①以外の修学旅行(日帰りを含む)・・・バス1台1日当たり3万円
助成額は千円単位とし、上記①が5万円、②が3万円に満たない場合、端数は切り捨てとする。
実際のバス代経費の範囲内とする。
複数泊の場合、福岡県内(福岡市及び北九州市を除く)に宿泊した前後2日間を対象とする。
②の場合、1日ごとに第5条(2)の要件を満たす必要があるものとする。
予算の範囲内の執行とする。

(申請手続き)

第7条 本事業の申請手続きは、次のとおりとする。

申請手続き	申請書類
【旅行催行前】 ・補助対象事業者のうち申請を希望する者は、原則、支援対象商品の出発日の14日前までに右に掲げる書類を事務局に提出(郵送またはメール)しなければならない。	修学旅行支援事業申請書(様式1) 修学旅行実施計画書(様式2) 誓約書(様式3) 修学旅行日程表(計画) その他、県が必要と認める書類

<p>【旅行催行後】</p> <p>・申請者は、支援対象商品の催行月の翌月 10 日までに右に掲げる書類を事務局に提出（郵送のみ）しなければならない。</p>	<p>修学旅行実績報告書兼請求書（様式 5 - 1）</p> <p>バス代明細書（様式 5 - 2）</p> <p>宿泊施設利用証明書（様式 6）※第 6 条①の場合</p> <p>修学旅行日程表（最終）</p> <p>その他、県が必要と認める書類</p>
---	--

（内示額の通知）

第 8 条 県及び事務局は、第 7 条による修学旅行催行前申請の内容を審査の上、支援の可否及び内示額を決定し、事務局が、申請者に通知するものとする。（様式 4）

（計画変更及び内示変更）

第 9 条 申請者は支援金の内示通知を受けた後において、修学旅行の計画変更（中止）をする場合は、直ちに修学旅行支援事業支援金変更（中止）承認申請書（様式 7）を事務局に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 県は、前項の修学旅行支援事業支援金変更（中止）承認申請書を受理した時は、変更内容を審査し、第 8 条の規定による内示を変更することができる。

（支援金の確定及び支払い）

第 10 条 事務局は、第 7 条による旅行催行後の実績報告及び請求があった場合、申請内容を審査するものとする。申請内容が支援要件を満たしているときは、支援金の額を確定し、申請者に通知するものとする。（様式 8）

2 事務局は、前項の規定により確定した支援金を速やかに申請者の指定する金融機関口座に振込むものとする。

（支援金の取り消し）

第 11 条 県は、支援金の交付の決定または交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した支援金の一部あるいは全部を返還させることができる（様式 9）

(1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき

(2) 申請事項その他に変更が生じ、支援金を交付することが適当でないときと県が認めたとき

(3) その他、支援金を交付することが適当でないときと県が認める事由があったとき

（雑則）

第 12 条 この要領に定めていない事項が発生した場合、県が事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。